

計 画 書

大阪都市計画都市高速鉄道の変更（市決定）

都市計画都市高速鉄道阪急電鉄京都線ほか1路線を次のように変更する。

名 称	位 置			区 域	構 造		備 考
路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
阪急電鉄 京 都 線	大阪市東淀川区 上新庄二丁目 地内	大阪市淀川区 西中島三丁目 地内	大阪市東淀川区 東淡路四丁目 地内	約 4,030 m			線路線数 2 連続立体 交差化事業
内 訳	大阪市東淀川区 上新庄一丁目 地内	大阪市東淀川区 柴島一丁目 地内		約 2,700 m	嵩上式		
				約 1,330 m	地表式	幹線街路と立体交差1箇所 鉄道と立体交差2箇所	
	なお、大阪市東淀川区東淡路四丁目地内に淡路駅を設ける。 大阪市東淀川区柴島一丁目地内に崇禅寺駅を設ける。						
阪急電鉄 千 里 線	吹田市 清和園町 地内	大阪市北区 天神橋七丁目 地内	大阪市東淀川区 東淡路四丁目 地内	約 5,430 m			線路線数 2 連続立体 交差化事業
内 訳	吹田市 川岸町 地内	大阪市北区 天神橋八丁目 地内		約 4,410 m	嵩上式		
				約 1,020 m	地表式	幹線街路と立体交差2箇所	
	なお、大阪市東淀川区下新庄五丁目地内に下新庄駅を設ける。 大阪市東淀川区東淡路四丁目地内に淡路駅を設ける。 大阪市東淀川区柴島一丁目地内に柴島駅を設ける。						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

駅前広場の変更に伴う駅施設の配置等の検討により、都市高速鉄道阪急電鉄京都線ほか1路線を本案のとおり変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

区域の変更

淡路駅

2. 変更に係る土地の区域

阪急電鉄京都線

大阪市 東淀川区 東淡路四丁目地内

阪急電鉄千里線

大阪市 東淀川区 東淡路四丁目地内

(13 頁～18 頁図面参照)